

平成 28 年 2 月 10 日

写)

安全保障貿易管理課 青木課長補佐殿、小松係長殿
安全保障貿易審査課 阿部統括審査官殿、中村上席審査官殿
安全保障貿易管理課 桑原係長殿

運用通達 3 の項（貨物等省令第 2 条第 2 項第七号及び第九号関連）の解釈新設要望

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
生物・化学兵器製造装置分科会
主査 藤井 弘史

運用通達 3 の項（貨物等省令第 2 条第 2 項第七項及び第九号関連）の解釈の新設を以下の通り要望致しますのでご検討をお願い申し上げます。

1. 運用通達新設解釈の提案文

3	呼び径	(略)
	ケーシング	弁箱（別名ボディともいう。）をいう。
		弁蓋（別名ボンネットともいう。）は含まない。
	貨物等省令第 2 条第 2 項第七号中のケーシングライナー	ケーシングと共に弁の部分品として用いられ、ケーシングを内容物と接触させないための部分をいう。
	閉止部分	(略)
	シールレスポンプ	(略)
	貨物等省令第 2 条第 2 項第九号中のケーシングライナー	別名内部ケーシングともいう。

2. AG原文の記載（弁）

Casings(valve bodies)とわざわざ、括弧書きが追加されている。

3. 提案理由

ケーシングという用語は、ポンプ、圧縮機、タービンなどでは、一般的に用いられるが、弁においては、一般的に用いられないので、定義を行った。JIS B0100「弁の用語」等に用いられている用語を参照した。ポンプにおいても、JIS B0131「ターボポンプ用語」を参照し、定義を行った。

以上